

第 90 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：平成 31 年 3 月 28 日（木） 10：30～11：50

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、磯部哲構成員、伊藤正次構成員、小早川光郎構成員、勢一智子構成員

〔政府〕 山野謙内閣府地方分権改革推進室次長、加瀬徳幸内閣府地方分権改革推進室次長、齋藤秀生内閣府地方分権改革推進室参事官、須藤明裕内閣府地方分権改革推進室参事官、山中内閣府地方分権改革推進室参事官補佐

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

地方からの提案等に関する対応方針に係るフォローアップの状況について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<学校給食費に係る児童手当からの特別徴収（文部科学省）>

（高橋部会長）資料 4 を拝見すると、当面は強制徴収を検討する状況にはないという回答だが、閣議決定で強制徴収する方向で検討するように平成 29 年の対応方針で決めたということは、その方向で検討いただくのが基本的にあるべき姿だと思う。その辺については、何か当時と状況が変わったなどの理由があるのか。納得できる説明を頂戴したい。

（文部科学省）平成 29 年当時、働き方改革をどうしていくかということが打ち出されていたこともあり、その時点では初等中等教育局としては、この強制徴収の方法は非常に有力な方法だと考えていた。まさに可能とする方向で検討したのは事実であり、今も正確に言うと、これは断念したわけではない。

だからこそ、現在もフォローアップ調査をやっており、数年かかるにしてもしっかりやっていくと理解しているところ。したがって、結論は現段階では難しいが、諦めたわけではないというのが私どもの考え方。

（高橋部会長）では、どういう条件ができれば強制徴収化に向かった作業を進められると考えるのか。

（文部科学省）フォローアップとして、例えば私会計がまだ 6 割もあるような状況にあるということで、公会計化を今回のガイドラインで進める。この公会計化が進むことと、学校給食の徴収状況について強制徴収を必要とするような実態、さらに研究が進んでいるような話がある。それと強制徴収という制度の性質について、もう少し我々としても考え方を熟す必要があると、大きく分けてその 3 点だが、今回のガイドラインは、一つの大きな嚆矢になると考えているところ。

（高橋部会長）まず 3 番目の点についてである。10 月の専門部会でも申し上げたが、内閣法制局に説明した内容が、立法化が可能かという立場から相談したとは拝聴していない。文部科学省としては、いろいろ障害があって、その障害はそうですよね、ということを確認するような形で内閣法制局に相談に行かれたように思う。貴省の行動として、これは平成 29 年の対応方針とずれているのではないかと思うが、そこはいかがか。

（文部科学省）これまでも説明してきたとおり、例えば公会計化が 4 割しかないという状況でも法改正が可能かどうか、それから、他の強制徴収との考え方、我々としての学校給食法の立法趣旨で、そのようなものも含めて法制的に可能かどうかということを含めて改めて相談しており、最初からノーという方向で相談したわけではない。

しかしながら、先ほども審議官から申し上げたように、やはり立法事実というところで、まだこれは足りないのではないかと、機が熟していないという結論になったところで、我々から初めからノーという形で相談したわけではない。

（高橋部会長）立法事実がそろえば、内閣法制局との関係でも立法化が可能だという認識は、文部科学省としてはあるわけか。

（文部科学省）然り。

（高橋部会長）立法事実があれば、立法化は可能という認識であり、そこは明確に我々と合意できるということで承知した。そうすると、実態がどうかということは後で議論するとして、公会計化がネックだという話だが、平成 29 年から公会計化はどれだけ進んだのか。

(文部科学省) 公会計化の調査は、平成24年度が前回の調査となっており、平成29年度で約9%の増となっている。

(高橋部会長) 何%から何%か。

(文部科学省) 30.9%から39.7%となっている。

(高橋部会長) 平成29年対応方針なので、平成29年からどう変わったかという話はないのか。平成29年対応方針の後、どうなったのか。

(文部科学省) この調査自体、平成29年度末の状況を調査した結果が平成30年度に公表となっており、平成29年の議論でいただいたのが、法制的な検討と立法事実の確認であることから、平成29年度末の状況ということで調査をさせていただいた。したがって、先ほど審議官からも申し上げたように、文部科学省として非常に重い答申である中央教育審議会の答申の中で、改めて公会計化を基本とする方針を打ち出しており、それに伴い、各自治体に対して次官通知も出している。

各省との調整も必要であり、今年度に間に合っていないが、ガイドラインを早急に策定して横展開をしながら、さらに単純にガイドラインを出して終わりではなくて、調査等でフォローアップをしながら、しっかりとこの公会計化を根拠を持って進めていきたいと考えているところ。

(高橋部会長) 我々としては、平成29年の閣議決定の方針を実現するための条件整備という点では、フォローアップということではなく、行程表を作成して、公会計化は少なくとも8割までいつまでに実現しますということをはっきり明言していただけるとありがたいのだが、そこはいかがか。

(文部科学省) 中央教育審議会の答申では行程表を示しており、その中では2020年度だったかと思うが、それを目途に集中的に取り組むことにしている。

(高橋部会長) あと2年か。

(文部科学省) 他の改革全体が、まず2020年度を目途にしているので、それと合わせて。

(高橋部会長) 数値目標はないのか。

(文部科学省) 基本とするということであることから、数値目標はない。

(高橋部会長) 閣議決定との関係では、一般的な行程表とは別に上乘せして、数値目標を持って2020年度までに条件整備のために8割なら8割まで持って行っていただきたい。おそらく条件整備という意味だけではなくて、提案団体の趣旨としても、現場の先生に負担がかかることが非常に良くないということだと思うが、教育委員会の職員が管理して、現場の先生の負担を軽くするという意味では、文部科学省の政策と何の矛盾もないはず。2020年度までに何割まで公会計化を目標とするのか。我々としては8割まで持って行ってほしい。

政府全体でこれだけ働き方改革をやっているのだから、先生だけ置き去りにするわけにはいかない。先生が一番大変だということは、国民全体が知っているわけだから、そのための改善として重要な話だと思う。そこは文部科学省として責任を持って行程表を作っていただけると、我々としてはありがたいと思うし、国民の1人としてもありがたい。

(文部科学省) 学校の働き方改革は今、初等中等教育局で1丁目1番地の政策であることから、どこまで検討できるか、持ち帰ってぜひやりたいと思う。

(伊藤構成員) 強制徴収を可能とすることの必要性、相当性は、現状では余りないことの根拠として、裁判上の手続きが余り行われていないこと、行ったとしても効果が得られないということ、あるいは未収率が非常に低いとか、未収金全体の額はそれほど大きくないというような説明だった。

これは日本全国でならずとそういう状況だということは重々分かるが、やはり個々の自治体で、個々の学校の現場では少ない額、あるいは少ない件数といえども未収があると、やはり先生方が非常に困るということから、学校の現場での学校給食制度自体が維持できるかどうかと、一種モラルハザードが発生するというところに直面している状況が今回の提案の背景にあるのだと思う。

文部科学省として、日本全体でその額は非常に小さいことを前面に押し出すと、この程度であれば別に目をつぶってもいいというような誤ったメッセージが送られる可能性がある。特別の事情がある家庭は確かにあると思うが、額は小さいとか、あるいは未収の率は低いといえども、やはり基本的にはきちんと収納していただくのが前提の制度として理解していただきたいということが1つ。

教員の働き方改革は、やはり非常に重要だと考えているところで、その点で今後、ガイドラインの策定、あるいは裁判上の手続きの支援等々も、おそらく文部科学省としても考えられているところだと思うが、それが再び教員の方に負担にならないように対応していただきたい。

あと1点、児童手当の受給資格者から申出で、学校給食費を徴収することができるということだが、これは公会計の方式でなければならないということなのか。私会計でもこういう仕組みはできるということなのか。この点だけ教えていただきたい。

(文部科学省) 私会計でもできる。伊藤先生が言われたように、現場の負担ということ、全体でならしてとは、我々としても考えていない。一つ一つの現場を見て、学校の教員の負担ということで、学校給食費の徴収・未納の問題があるのは我々も十分承知している。

だからこそ、まずは教員という観点から言えば、学校の教員が徴収管理業務を行うのではなく、まずは自治体でしっかりやっていただく。そのためにも公会計化をしていただくことにもなっている。また、個別の工夫事例などを見て、例えば児童手当からの事前の申出の制度なども、知っている自治体と知らない自治体、そのような差があるので、そのような制度を平成29年度に分権の場で議論いただいて、例えば児童手当からそのまま現物給付もできるというようなことを改めて通知した。

そのような制度もしっかりと使いながら、また、その制度を使うときに、どうやったら上手くいっているのかというようなところをガイドライン、またはガイドラインを基にして、我々の周知を徹底していきたい。

(文部科学省) 誤ったメッセージとならないように外部にメッセージを出すときには十分留意したい。

(勢一構成員) 本日の説明で資料の2ページで、未収となった金額はそれほど大きくなく、学校給食の実施が危ぶまれるような状態ではないということで、具体的な金額が挙がっているが、児童生徒1人1回当たりの不足額というのは給食1回につきということなのか。

これはならずとそうかもしれないが、年間何食食べて、未収が何人それぞれの学校にいるかで、やはり学校によって偏りもあるし、ならした数字で大丈夫ですね、少ないですねというのは評価が難しいと思う。1人当たり幾らぐらいだったら支障が出ると考えているのか教えていただきたい。

(文部科学省) 学校給食は小学校中学校で額が違うが、1食当たりおよそ250円から300円弱が今の平均ということになっている。それが事業実数から考えると、約190回程度になることから、実際の構成団体からおよそどれぐらいを払っているということは、10月の専門部会に出した表でも書いたが、この額を割り戻していったら、年間190円程度の額にはなっている。

したがって、1食290円、300円という中で、例えば100円を超えて、場合によっては牛乳が出せなくなる、主食代が出せなくなる、そのような状況ということが、かなり額が多くなってからということだと思っている。それは先生が言うように各自自治体や学校の規模で変わってくる。

(高橋部会長) 文部科学省としては、学校給食の維持というのは財政的なことを言っているのか。教育上維持できないとか、そのような趣旨に受け取っていたのだが、要するに財政的に運営できないというレベルではないという主張か。財政的に運営できないレベルにならないと徴収できないということか。

(文部科学省) 今の状況はということ。

(高橋部会長) それははっきり言って理由にならない。未納が原因で財政上運営できなければ、これはとんでもない話である。そうではなく、教育現場に与える影響が深刻だから問題だという話をしているわけで、今の話は全くここで出される理由にはならないのではないかと思う。これからは、この話は出さないでいただきたい。

我々は教育に与える影響や学校の先生の負担、そういう話をしているのであって、学級給食が維持できるかどうかなどの話をするつもりは毛頭ない。我々の相互の支障というところの議論で財政的な話は出さない方がいい、そこはお願いしたい。

この発端は、新聞報道でベンツに乗っているけれども、学校給食の費用を払わないとか、そこから始まっているもの。これが学校教育に与える影響が深刻だという話をしているのだから、そのような人にきちんと払ってもらえる仕組みを作ってくださいということを我々は話してきたはず。

教育現場だから強制徴収といったドライな関係を持ち込むのは反対だということもよく理解でき、文部科学省としてもそこを通すのは大変だと思うが、事の発端がそういう話であるので、本当に支障があるのかという観点から、もう一度考え直していただきたい。

(文部科学省) モラルハザードの話は我々としても十分承知している。実際モラルハザードの部分についても、学校や教育委員会からの働きかけをしっかりとやっていただくことが重要だと思っている。我々の調査の中でも、いろいろな理由で未納の状況があり、どのような対応をしているのかということも平成29年度に調査した。

経済的な場合では福祉制度とつないでいくということも、当然我々としてはやっており、モラルハザードについてもしっかりと親に働きかけていく。そのときに、例えば自治体から働きかける方が効果があるというデ

一タも出ている。したがって、モラルハザードなど教育に与える影響を全く無視しているわけではない。
(高橋部会長) 強制徴収も、別に徴収猶予の制度がある。強制徴収権であるがゆえに、諸般の事情を考えて猶予できるという制度もある。そこも含めて考えていただきたい。

(磯部構成員) 児童手当の受給資格者の申出で児童手当から学校給食費を徴収するという制度の活用率が低いという理由はどこにあるのかということと、要するにスピード感が違うなと感じている。ガイドラインを作ったら、制度の利用は進むというエビデンスがあるのかということも教えていただきたい。

(文部科学省) 今回ガイドラインを作るために、我々がまずその制度について、実際に幾つかの自治体に行って話を伺った。そのときに1つはやはり制度を知らないということもあった。また、制度を知っていても上手く使っている自治体と、事が起こってからこの制度を使おうとして、なかなか同意を得られていないという状況があることが分かった。

例えば、今年モデル事業である自治体に公会計化に向けた取り組みを検討していただいたが、そのような中では、例えば入学時にあらかじめ給食費をしっかりと払って提供しますという申込みを保護者からとるが、そのようなときに合わせて同意をとっていることによって、この制度の活用がある程度進むと考えているという事例も報告いただいている。そういった良い取組事例をしっかりと我々としてはガイドライン化して、周知をしていきたいと思っているところ。

(磯部構成員) それで上手くいくのかよく分からない。強制徴収の仕組みがあっても、猶予もあれば、伝家の宝刀だから、やたらに抜かなくてもいい。どういう制度を使うのかと考えると、鶏が先か、卵が先かではないが、ガイドラインに基づいて、自主的な申出に基づく徴収を後押しするためにも、最後にきちんと強制措置も用意されているということは、むしろ役に立つのではないだろうか。何か立法事実が見えてきたら、そのとき動くというのは少し違うのではないか。話を聞いていてそのように感じた。

(高橋部会長) 最後に、平成29年の対応方針、閣議決定との関係だと、今の時点で法改正は適当でないという文部科学省の意見は頂戴しかねる。これは我々も、事務局もそうである。都市計画の町村同意については、国土交通省も5年かけて実現に向けて条件整備をしていただき、今回、閣議決定に対応する決定をしていただいた。まずは条件整備をしっかりしていく方向で、今後検討していただかないと、今の段階で法改正をやめますとはっきり言われたのでは、閣議決定を踏まえると我々としてももたない。そこはそういう方向で、事務局にもお願いすることになる。条件整備に向けて真摯に取り組んでいただくことが大前提。そこはしっかりやっていただきたいということと、どこまで公会計化ができるのかということ、今後もそのような論点についてフォローアップさせていただく。文部科学省もよろしいか。

(文部科学省) 承知した。

(高橋部会長) 今やめますと言われては、とても我々としても受け取れないことは理解いただいたと思う。そこは今後もそういう方向性に向けて真摯に努力いただくということで、よろしく願いたい。

< 町村の都市計画に係る都道府県の同意の廃止 (国土交通省) >

(高橋部会長) 着実に進めていただき感謝する。

ただ、やはり円滑な運営のためには、案の作成等が行われていない3団体について引き続き働きかけを強化するのが極めて重要だと考えるが、なぜこれは検討中なのか。理由如何。

(国土交通省) 様々な理由がある。策定の方法については、昨年、こんな形でつくるのですよというモデルのようなものをお示ししたりしているのだが、一方で、まだどうやってつくろうかなと悩んでいたりとか、市町村の反応もよく見ながらという団体もある。

それらの団体については、直接訪問をしてお話をした中で、大分前向きな形の展開になっているので、恐らく進めていただけるのかなと思っているが、まだ意見がかみ合っていない県もあって、そこについては引き続き働きかけていかないといけないと思っている。

(高橋部会長) それは市町村から反対があるということか。

(国土交通省) 我々の働きかけの趣旨を十分まだ御理解されていないというか、現段階で支障が出ていないので、特に留意事項のルール化が必要ではないのではないかとのこと。

我々は分権を大きく進める中で、同意を廃止する中で、留意事項のルール化をということで進めている。今後どういう形で起きてくるかわからないことに対応するための制度的な議論なので、ぜひ御理解をいただき、

分権を進めるという大きな流れの中で考えていただきたいのだが、まだうまくかみ合っていないところもある。そのあたりは地方六団体のほうからも通知を出されていて、分権部局のほうもしっかり協力をしてというお話をされているので、事務局とも御相談をしながら、一緒に何とか前向きに進めていただけるようにしていきたい。

(伊藤構成員) スケジュールについて確認させてもらいたい。今、働きかけをされて、かなりルールの策定状況が進捗しているが、2019年度中に全て47都道府県でこの協議ルールが、3項目全てについて策定されるのを待って、そこからこの同意の廃止に関する法改正の作業に入るという理解なのか。今の状況でかなりめどがついてきたところなので、2019年度中にこの同意を廃止するためには、多分かなり早目に御準備される必要があるのではないと思うが、この点については、今のところの見通しについて、教えていただきたい。

(国土交通省) 御指摘のとおりだと思っている。今申し上げた中で、半年以内につくると言っているところは、今年末の対応方針をどうするかという話までには恐らく策定されると思っている。2019年度中と言っているところは、場合によってはどういう方針にするかというところのタイミングではできていない可能性があるかと思っているし、時期が未定というところについてもこれからになるが、我々としては少なくとも2019年度中に、策定するということをはっきりされて、時期についてもある程度見通しが立っていれば、その対応方針を決めるときにまだできていなくても、やらせていただくのかなと思っている。

ただ、先ほども申し上げたが、基本的には同意を廃止するという制度論の前提で、こういうルールでやりましょうと対応方針を決めているところもあるので、基本的にはやはり全ての都道府県でルール化ができる見込みというものは立たないとなかなか難しいと思っており、そういう意味では、特別何か事情があれば別だが、そうでなければ、全てつくっていただくか、あるいはつくるのがはっきりする状況をきちんとつくれるように、しっかり年末に向けて働きかけをさせていただきたい。

(高橋部会長) 年末と言わずに8月のヒアリングのときまでには、済んでいなくても、そういう方向でやりますということははっきりさせていただけるとありがたいが、そこはよろしいか。

(国土交通省) まだ作業をしている都道府県があるので、具体的にこの時期でつくるということをきちんと確認をして、8月のヒアリングでお話ができるように作業をしていきたい。

(高橋部会長) ぜひその点はお願いしたい。

では、8月初旬のヒアリングのときにまたお話を頂戴すると思しますので、それに向けてよろしくお願ひしたい。

(国土交通省) よろしくお願ひする。

<乗用タクシーによる貨物の有償運送を可能とするための規制緩和(国土交通省)>

(高橋部会長) 平成29年の対応方針の決定から1年も過ぎており、平成30年の提案でもかなりの提案件数があるため、今後の検証のスケジュールを立てて頂き、平成31年中に結論を得る。しかも、私どもが望ましい方向で検討していただくことが重要だということなので来ていただいた。ご理解ください。

平成30年も提案が3つ出てきているわけだが、3万人に満たないものという条件の撤廃、それから、中山間地などの条件不利地の追加、地域公共交通会議で協議が整った場合に対象区域とするという点について、そういう具体的な検討課題を踏まえて御検討いただけるかということをお聞かせ願ひたいと思うが、いかがか。

(国土交通省) それぞれ、いくつか項目があって、エリアの重なりがどうなっているのか等を見ていく必要がある。ただ、過疎地において、もともとなぜこのニーズがあるのかにも関係してくるところだと思う。そういった点で、今の部分では趣旨として拾えていない部分があるのではないかという問題意識は持ちながら検討していきたい。3ついただいているところを全てすぐに回答できるかどうかは別として、その趣旨についてはよく考えていきたい。

また、実際に制度運用を始めて、運んでいる実態もいろいろと出てきている。今までそれぞれ許可を受けたところは北海道が割と多く、大体累積で2,000個、3,000個程度を運んでいる実態も出てきているため、そういった実態の中で、どういったやり方で何が発生しているのかというところは、しっかり分析していきたい。それぞれいろいろ工夫されているところがあるので、その辺のやり方を踏まえて、どういう形にすれば問題が生じないのかということをしっかり考えていくことかと思う。

(高橋部会長) 笠置町では申請から許可まで半年ぐらいかかったという話を聞いているが、なぜこんなに時間が

かかったのか御説明を頂戴したい。最初の許可案件だとお聞きしているが。

(国土交通省) 平成30年の6月に許可を行っている。

(高橋部会長) 申請が12月5日だということは。

(国土交通省) 一つは、まずここは新規の許可であるので法令試験、きちんと貨物自動車運送事業法の知識を持っておられるかどうかを検証する。大体2カ月に1回ぐらい実施しているため、そのタイミングが1つあると思う。あと、書類について、ちょっと確認しないといけないが、補正の手続があったのではないかと思う。大体ほかのところも書類の不備がなければ、そんなに時間がかかっていないはずだが、一部記入がなかったとか、そういったところについては補正をお願いして、でないと却下して再申請になるため、そうならないようにしている。

(高橋部会長) 承知した。審査の観点について、そちらとしては、輸送の安全確保は極めて重要だといつもお聞きしているが、どんなところを見られているのか。

(国土交通省) 一つは、やはり運ぶ形態によって大分違うところはあると思う。お客さんと一緒に荷物を載せるのか。また、荷物の形状や重さ、量、頻度などを聞きながら、非常に影響が大きいものであれば、その分離がきちんとできているのかや、利用者のところで言うと、伝票の紙面が見えないようにどう工夫するのかなどを見ていく必要があると思う。

今まで、北海道などでやっている例だと、トランクに別途ケースを切り分けて入れていたり、会社によっては、旅客を乗せない形でやっておられたりとか、貨物を運ぶのだけれども、同時に旅客を乗せない運用をされていたりとか、そういういろいろなやり方があるところ。運ぶものによって、考えるとしても多分違ってくるのだろうと思う。

(高橋部会長) 利用者保護のほうはいかがか。

(国土交通省) それは、一つは運んでいるものがなくなるというところ。普通だと、貨物車は荷室がきちんと分かれているので、ものがなくなることは非常に起きにくい構造になっていると思う。座席の上などに載せていると、運転席の下に滑り込むなど、貨物がなくなってしまうおそれがある。それから、利用者保護の観点で先ほど申し上げた伝票について、見える状態にしないというのは、一つあると思うので、それを切り分けていくところだと思う。今運んでいるところは荷量がそんなに多くないこともあって、分離する形でやっているような状態だと思う。

(磯部構成員) 利用者利益の観点から、どういう項目を検証すれば検証できたことになるのかという、その対象性だったり、クライテリアだったりというあたりをもう少しお聞かせいただきたい。

(国土交通省) 今、申し上げたように、一つはやはりものがなくなる、ものが破損しない。また、貨物を運ぶときに、利用者の方にとって、自分の荷物が傷つかずに的確に届くかどうか。さらに、途中でなくなったり、ほかの荷物と紛れたり、配送を間違えたり、もしくはトラブルがあったときの補償の話もあると思う。

今やっているところは、宅配を引き受けているところが割と多いため、それは宅配事業者とある意味連携してと言うか、話をされて、両者の補償も全体として穴があかないようにされているのだと思うが、タクシー事業者が単独で荷物を運ぶことも制度上は可能。そのときは荷主さんと直接やりとりをすることになると思う。その観点は、今やっているところでは出てきていないが、そういったところは出てくるのかなと。あとは先ほど申し上げたプライバシーの観点から情報が抜けていかないのかということはあるかと思う。

(高橋部会長) 事業者任せではなくて、例えば事業者とタイアップして、何か実証実験をしてみて、国交省として、これだったら大丈夫だというレベルを出すようなこともあり得るのではないかと思うがいかがか。

(国土交通省) ある意味、今やっておられるニーズがどこにあるのかということもあるのだと思う。もともと、申請されたときには直接自分で荷主から荷物を引き受けて配送することも計画されたところもあるようなのだが、やはり荷量が思ったよりなかったとか、そういうところもあるようなので、ニーズがどこにあるのかを踏まえて、それに対応するための措置というのは何なのかを見ていくほうが、より効率的かなと思っているところ。

こういう荷物はどうなのだと決め打ちしてやっていくより、実際にニーズがどういう運び方、運ぶもの、量もどんなものが想定されるのかを見て、そのニーズがきちんとカバーされていくことかと思う。もちろん新しくそういったものではないものについて、運ぶニーズがあるのだということであれば、それはそれでちょっと考えていけないのではないかと思う。

(勢一構成員) 今、やっているところの状況を見てというお話だが、それはそれで非常に重要だと思う。しかし、

例えば平成30年の提案で出た、人口が3万人に満たないものという条件を外す部分については、これはどういう形で検討をされる予定なのか。

(国土交通省) この人口要件については、そもそもこの制度の前提として、やはりきちんと車があるところについてはトラックの許可をとっていただいてやる形が原則。ただ、過疎地においては、それが供給、旅客の輸送、貨物の輸送、両方の観点を満たしながら機能を維持していくのが難しい状態になっている局面があるため、それを踏まえて両方を掛け持ちできる、相乗りできるようにしていこうということでやっているところ。そういった意味で過疎地としてのそういう状況にあるかどうかということももう一つ論点としてあるのだと思う。

ただ、この3万人という切り方が形式的過ぎるのではないかということの御指摘があったと前回のヒアリングも含めてお話を聞いていて、指摘されているところはそこだと思う。その過疎地というのが一体何なのかということも単純なものではなくて、一体どういった状況であるのかということも考える視点を持たなければいけないのだろうということで、そこは検討していきたい。

(高橋部会長) ここで言う過疎地とは何かという方向で検討していただくということか。過疎地法を単純に持つてくるのではなくて。

(国土交通省) そこは、これからの検討の中身になってくると思うので。その過疎地の考え方というのが、貨物の輸送が成り立たない状態になっているところ、ニーズがあるところ、かつ、それが持続可能でない状態になっているところだと思うので、その3万人だけではない要素があるのではないかと指摘を踏まえて、どうするのかということも考えないといけないと思う。

(高橋部会長) 多分それは重要だと思うので、ぜひそういう方向でお考えいただければと思う。そこがまず提案団体の1つのポイントだと思うので、過疎地法で単純にやるのではなくて、多分トラックが成り立たない地域はいっぱい日本に出てきているのではないかと。働き手がいなくて、形式的には業者がいても、とても引き受けてもらえる状況ではないみたいなどころはいっぱい出てきていると思う。ここ2~3年でも随分状況が変わると思うので、それに対応してきちんとやっていただければと思う。

(国土交通省) 過疎地法との関係でどうかということも、これからの検討になるので、中身まで含めてというのは現段階では少しお答えしにくいところなのだが。

(高橋部会長) 承知した。こちらがそう思っているということで。

(国土交通省) 今の範囲では。

(高橋部会長) 同意してもらったと思っていません。そのようにお願いしているということも御留意くださいということ。あと、スケジュール感はどんな感じでやっていただけるか。

(国土交通省) この平成29年の対応方針が今年中に結論を得るということだと思うので、それに間に合うようにやっていきたい。

(高橋部会長) 承知した。ただ、8月のヒアリングまでには何がしかのものを持ってきていただかないと話が進まないで、それまでにある程度の検証の結果とこのような方向性ということを示していただいて、それを意見交換することとしていただきたい。1回ヒアリングが無駄になってしまいますので、それはお願いできるか。

(国土交通省) 頑張りたい。

(高橋部会長) ぜひ、頑張ってください。

では、よろしくお願ひしたい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)